鳥取県 犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会 [第2回]

日時:令和5年8月29日(火) 10:00~12:00

場所:県庁第21会議室

次 第

- 1 あいさつ
- 2 第1回検討会の概要
- 3 支援組織・体制の検討
- 4 支援施策の充実に係る検討
- 5 支援対象の範囲に係る検討
- 6 その他

出席者名簿

検討委員

	氏名	所属
大岡	由佳(座長)	武庫川女子大学文学部 心理・社会福祉学科 准教授
北野	彬子	鳥取県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長
谷口	恭子	鳥取市人権政策局長兼人権推進課長
田村	真一	鳥取県臨床心理士会事務局長
徳田さ	さよ子	犯罪被害者遺族、なごみの会(犯罪被害者自助グループ)
本郷由	自美子	犯罪被害者遺族
牧田	裕美	明石市市民相談室相談担当課長

オブザーバー

※あいうえお順、敬称略

公益社団法人 とっとり被害者支援センター(鳥取県性暴力被害者支援センター)

事務局

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 鳥取県警察本部警務部広報県民課被害者支援室

第1回検討会の主な意見(その1)

[支援組織・体制の強化]

- ・様々な被害者支援が増えてきたが、警察や支援センター等の連携も不足しているところがあり、窓口が一本化され ていないことによって被害者が混乱することがある。中核施設には専門人材に入ってほしいと思う。(本郷委員)
- ・カナダでは社会的弱者の支援のネットワークが素晴らしい。20年前から、医療系のソーシャルワーカーが残される 家族をフォローし、亡くなった後には葬儀、奨学金制度等、様々な手続を教えていただき、親がいなくても子ども が生活できるよう支援してくれる仕組みがあった。(徳田委員)
- ・犯罪被害者支援は、都道府県でバラツキがあってはダメで、国が統一的に救済すべき。(徳田委員)
- ・犯罪が起きたときに最初に、警察、医療機関・医師が関わることが多い。一番最初の情報共有の仕方が重要になる。 段階に応じて必要な支援がある。経済支援は大事だが、お金を渡して終わりではない。(牧田委員)
- ・行政が前面に立って支援するという考え方は、本当にその通りだと思う。県であれば、個人情報を持っている県警 と連携もしやすい。(牧田委員)
- ・被害者支援は誰でもできる仕事ではなく、長期的な視点で人材育成する等、人材の確保が重要。鳥取県は専門人材 を確保することが容易ではないため、今ある被害者支援センターや性暴力被害者支援センターの人員は優秀なので、 それらを活かし、新しい体制でも寄り添った支援ができるよう考えることが必要ではないか。(北野委員)
- ・行政等、関係する機関全体で被害者に関わるかもしれないという意識をもって、二次被害を与えないよう、教育、 啓発を支援することも必要である。(北野委員)
- ・行政には精神福祉士等の資格を持っている人は殆どおらず、数年で異動があるが、被害者支援は長期に渡るため、 行政が前面に出た支援体制を考える上で、民間団体と連携すること等も考える必要がある。(大岡座長)
- ・条例よりも質の充実はその通りだが、広域支援などもできる体制になっているか。条例についても検討会で議論し てどうか。最近は支援条例ではなく権利条例が増えてきている。(大岡座長)
- ・<mark>相談の敷居が低く、関係機関と連携を密</mark>に他機関の支援者からも頼られる存在となることを期待する。(田村委員) 2

第1回検討会の主な意見(その2)

[支援内容の充実]

- ・<u>治療費や葬儀代等、一遍に様々な請求があ</u>り、ことに治療費は、病院に行かないと対処できない問題もあり、 <u>早期の支給は必要</u>と考えている。(本郷委員)
- ・弁護士支援の回数制限は、数回で済む人も居れば、済まない人も居る。<u>一定程度落ち着くまで法律相談やカウ</u> ンセリングを受けられるといいのではないか。(本郷委員)
- ・被害者は事故や病気に関する支援がない。加害者の人権ばかりでなく被害者も同様に扱って欲しい。(徳田委員)
- ・支援施策は拡げようと思えば、幾らでも拡がるため、どこまで拡げるか難しい。<u>どの犯罪種別のどういった方を対象に、どこまで支援するか等の検討には時間を要する</u>と考えられる。(北野委員) 限定的に取組みを始め、体制が整った後、段階的に支援対象を拡げる方法もあるのではないか。(北野委員)
- ・明石市は、見舞金制度に加え立替支援金制度がある。迅速性で言えば、見舞金の方がすぐに出せるので、見舞金の金額を上げることも一つの方法だと思うが、お金があれば良いということではない。(牧田委員)
- ・<u>加害者に払ってもらうということに意味がある</u>。<u>支援金という形で、損害賠償請求権みたいなものを提供するこ</u>とも一つの価値判断だと思う。(牧田委員)
- ・明石市では、損害賠償請求権が消滅時効になりそうな時は、裁判費用を支援している。<u>長期的視点で色々な支援</u> メニューを設けていくことも必要である。

[支援対象の拡大]

- ・空き巣被害に遭い、ストーカーを懸念し転居を余儀なくされた場合等、支援がないと言われたことがある。 <u>間接的な被害も含め、どのような被害があるかを把握し、検討して欲しい</u>。(本郷委員)
- ・家族による犯罪など潜在的な被害者をどう支援していくかも検討する必要がある。(大岡座長)

1 行政が前面に立った支援組織

<現行の犯罪被害者支援に関係する機関(県・警察・民間) > 【行政(県)】

組織	現在の機能・役割
県庁くらしの安心推進課	犯罪被害等で悩みごとや困りごとがある場合の各種相談窓口の紹介
県庁人権局、中部・西部総合事務所 県民福祉局	人権相談窓口/こどもいじめ人権相談窓口等/無料専門相談(人権相談員が相談に応じた後、内容や相談者の希望に配慮し、弁護士や臨床心理士など専門相談員による無料相談を実施。専門相談分野:法律、臨床心理、精神医療、同和問題、子どもの虐待、外国人、教育、福祉、女性の人権問題)
婦人相談所	家庭関係の破綻、性被害等、正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する女性の相談/ストーカー被害者の相談受付及び適宜保護
配偶者暴力相談支援センター ※職員は婦人相談所と兼務	配偶者から暴力の被害者の相談及び相談機関の紹介/カウンセリング/保護命令制度の情報提供 /自立して生活するために必要な情報提供/一時保護/保護施設の利用についての情報提供
鳥取県男女共同参画センター	性別による差別的な取扱い等から生じる不安や悩み、困りごとの相談
児童相談所	虐待の通告を受けて、その日の内に(遅くとも24時間以内に)情報収集・調査を行い、緊急性 の有無を判断し、援助の計画を策定/緊急に児童を保護する必要がある場合は、児童相談所や児 童養護施設で一時的に保護
交通事故相談所	交通事故に係る賠償額の計算、示談の進め方、自動車保険の請求方法などの相談対応

【行政(警察)】

組織 現在の機能・役割		
警察本部・警察総合相談室	犯罪被害や身近な不安に関する総合相談	
警察本部・性犯罪110番	性犯罪に関する相談	
警察本部・被害者支援室	犯罪被害者等支援に関する相談(犯罪被害給付制度の利用案内)	
各警察署	支援担当者が実況見分の立ち会いの同行、付き添い、相談対応、捜査手続の説明、自宅への送迎等	

【民間団体】

組織	現在の機能・役割
<犯罪被害者支援> とっとり被害者支援センター	電話・面談相談/警察署・病院・裁判所・行政機関等への付き添い/危機介入として身の回りの世 話等や防犯ブザー等や着替え用衣服を供与又は貸与 ・東部、西部に相談窓口
<性暴力被害者支援> 性暴力被害者支援センター (クローバーとっとり)	電話・面談相談/医療的支援/医療機関、弁護士相談、関係機関への付き添い/カウンセリングや 弁護士相談など、関係機関との連携 ・東部、中部、西部に相談窓口

[※]性暴力被害者支援センターは公益社団法人とっとり被害者支援センター内の一つの組織(委員会)として位置付けられており、両センターの相談員は東部地区では同じ執務室で勤務し、事務局長は両センターを兼務している。

2 支援拠点の設置

<現行の支援機関の拠点>

組織	東部	中部	西部
とっとり被害者支援センター	0	1	0
性暴力被害者支援センター (クローバーとっとり)	0	0	0

3 支援組織が備えるべき役割・機能

<現行の支援機関の役割・機能>

- ・被害者の相談、支援、情報提供
- ・付添い支援(裁判、警察、医療機関、行政機関等)
- ・被害者支援の普及啓発、人材育成
- ・弁護士相談、カウンセリング
- ·緊急避難(宿泊費支援)
- ・医療支援(性暴力被害者支援センターのみ)

※黒字 職員による直接支援 赤字 外部機関の費用を負担するもの

4 人材育成

<現行>

- ・県内市町村の犯罪被害者支援担当者等を対象とした研修会を年1~2回程度実施
- ・被害者支援センターでは、被害者を支援するための基本的な法律や制度、被害者の実態や関わり方等 に関するボランティア養成講座を5回、スキルアップ講座を3回程度実施

5 専門人材の配置の必要性

<犯罪被害者支援に関係する専門資格>

資格	概要
社会福祉士	福祉の現場において支援を必要とする人の相談に乗り、利用できるサービスの紹介など相談者が安心 して日常生活を送れるよう助言を行う。
精神保健福祉士	精神病院等で精神障がいのある人に対して地域相談支援や社会復帰に関する相談に応じて、日常生活 の適応のために必要な訓練や援助を行う。
臨床心理士・公認心理師	臨床心理学に基づき、カウンセリングや心理検査を用いて人の心の問題にアプローチし、解決のため に支援を行う。
看護師(保健師)	保健、医療、福祉、介護などの分野で、乳幼児から高齢者までのすべての住民を対象に必要な保健 サービスを提供する。

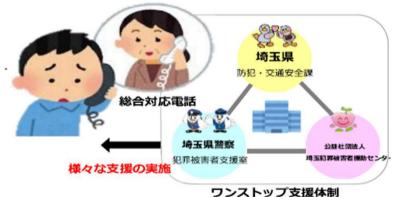
※国の第4次犯罪被害者等基本計画に記載されている、心理職・福祉職等に係る専門人材

<東京都の事例>

都に被害者等支援専門員を2名※配置し、支援施策の情報提供、関係機関との連絡調整、市町村への同行を行う。 ※1名は保健師・精神保健福祉士、1名は社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師

【参考】埼玉県の犯罪被害者支援ワンストップ相談窓口

- ○埼玉県「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」は、3つの支援機関を武蔵浦和庁舎(ラムザタワー3階)に集約して設置
 - ①埼玉県防犯・交通安全課
 - ②埼玉県警察犯罪被害者支援室
 - ③公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター
- ○3つの支援機関が連携することにより、一度の相談で複数の支援 を提供することができる「ワンストップ支援体制」により、切れ 目のない支援を実施している。



埼玉県	埼玉県警察	民間団体
防犯・交通安全課(分室)	犯罪被害者支援室	公益法人埼玉県被害者援助センター
支援内容 ・市町村・関係機関との連絡・調整 ・生活問題に関する情報提供・助言 ・被害者支援の理解を深める広報・啓発	支援内容 ・被害直後からの早期支援、相談 ・臨床心理士等によるカウンセリング ・捜査、裁判等の情報提供、付添い支援 ・犯罪被害者やその家族の安全確保	支援内容 ・相談(電話・面接) ・直接的支援(病院、裁判所等の付添い) ・弁護士による法律相談など ・臨床心理士によるカウンセリング

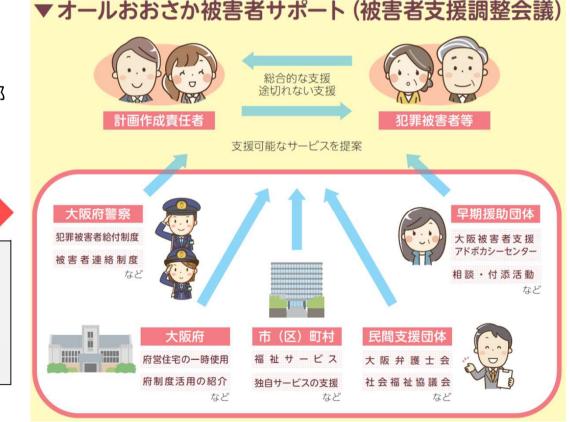
- 〇県から民間団体にワンストップ相談窓口を委託(電話は県が設置)、<u>民間団体の職員が内容により振分け</u>
- ○情報共有の方法は、<u>本人同意の上</u>、<u>相談を受けた機関が他の機関に情報提供</u>するよう相互に取り決め
- 〇民間団体からは、「県の相談員が行政の支援制度を熟知しており、頼もしい」との意見があった

【参考】大阪府の犯罪被害者支援体制

○大阪府警察、早期援助団体、関係市町村とともに、月1回程度、被害者支援調整会議を開催し、1回2~3 件の具体的事案に対する支援内容を検討している。

「オールおおさか被害者サポート(被害者支援調整会議)」

- ※運営、支援計画作成業務は、早期援助団体(大阪被害者支援アドボカシーセンター)へ委託
- ○大阪府における横断的な庁内推進体制の強化を 図るため、大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議 を設置
 - ※广内犯罪被害者等施策関係課21課、府警察本部

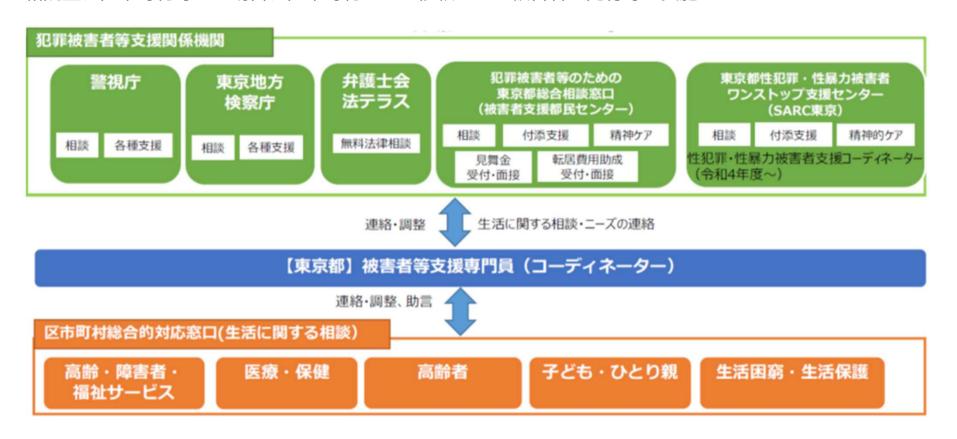


被害発生直後 支援が必要な期間 ▼大阪府警 ▼大阪府 ▼大阪府警 〔警察署〕 [警察署] ▼大阪府警(府民応接C) 〔府民応接C〕 ▼犯罪被害者等早期援助団体〔アドボカシー C〕 ▼市町村 被害者等の同意 (▼民間支援団体) ▼犯罪被害者等 早期援助団体 府と府警が軸となり、早期援助団体や市町村 [アドボカシーC] とともに「被害者支援調整会議」を組織

【参考】東京都の犯罪被害者支援体制

- ○東京都・被害者支援都民センター(早期援助団体)と協働で「東京都総合相談窓口」を設置
- ○区市町村総合的対応窓口と支援センター、警察等の支援関係機関との調整・つなぎ役として、社会福祉制度等の専門的知識を有する「被害者等支援専門員(コーディネーター)」を東京都に配置

(役割) 個別の犯罪被害者のニーズに応じて区市町村窓口や支援関係機関への支援策等の情報提供、関係機関との連絡調整、区市町村等への助言、区市町村からの依頼による被害者の同行等を実施



支援施策の充実に係る検討

1 被害直後の支援

(現状) 市町村見舞金(県は経費助成:補助率1/2) 死亡・障がい 30万円、1か月以上の療養 10万円

2 中・長期の支援

(現状) 裁判所への付添い、県営住宅の優先入居、ハローワークによる就労相談 等

3 被害直後の人的支援

(現状) 所轄警察署(約80名)の被害者支援担当が被害直後の初期支援を実施

4 民間支援団体・ボランティアとの連携

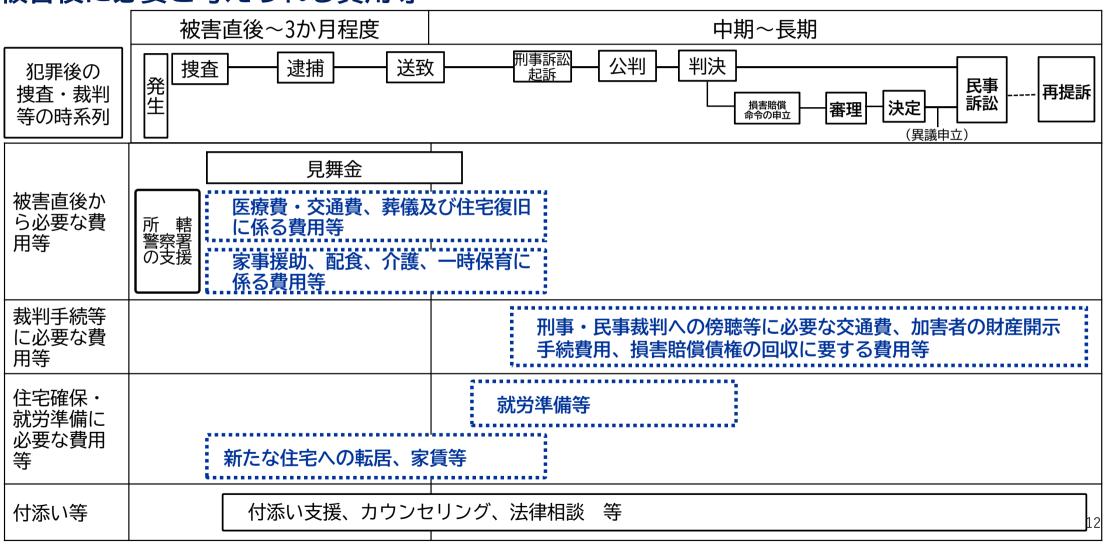
(現状) ボランティアは支援員とともに面接相談・付添支援・電話相談を実施

<支援ボランティアの人数>

- ・とっとり被害者支援センター 約30名
- ・性暴力被害者支援センター 約40名

支援施策の充実に係る検討

被害後に必要と考えられる費用等



国における給付金の増額に向けた検討状況

給付金の大幅な引き上げを議論する有識者検討会(第1回)(令和5年8月7日開催)

- ・検討会は大学教授や弁護士、犯罪被害者遺族らで構成
- ・警察庁江口有隣長官官房審議官から「犯罪被害者や家族・遺族からは必要な支援を受けられていないなど、切実な声をいただいている。」との発言
- ・現行制度は、事件直前の被害者の収入等を基に算定するため、<u>子どもや無職者は給付額が</u> 低くなる。
- ・民事訴訟による<u>損害賠償額などを参考に給付水準を大幅に引き上げ</u>るための検討を行う。
- ・月1回程度開催し、令和6年5月までに具体策を取りまとめる方針

鳥取県の支援施策 [県警、県]

1 経済的な支援

内容	金額	回数等
	死亡30万円 重傷病10万円	県は市町村支給額の1/2を補助

2 医療、カウンセリング等支援

内容	金額	回数等
医療的支援		
外科等診療	無料	1 回
精神科等診療		初診から3年間、15万円/人
カウンセリング支援	無料	初診から3年間
遺体搬送、死体検案書料	上限2万円	
ハウスクリーニング費用	上限なし	

県内支援団体の施策 [とっとり被害者支援センター、性暴力被害者支援センター]

1 相談・情報提供の支援

内容	金額	回数等
法律相談	無料	被害者支援センター 1回 性暴力被害者支援センター 3回

2 医療、カウンセリング等支援

内容	金額	回数等
医療的支援		
産婦人科診療		性暴力被害者支援センター 5回
精神科・診療内科診療		性暴力被害者支援センター 3回
外科・泌尿器科・歯科口腔外 科・耳鼻咽喉科診療	無料	性暴力被害者支援センター 3回
カウンセリング支援		被害者支援センター 1回 性暴力被害者支援センター 5回
緊急避難支援(ホテル等宿泊費)	上限8,200円/人・1泊	被害者支援センター 6泊7日まで

先進自治体の支援施策 [明石市]

1 立替支援金制度

内容	金額	回数等
死亡、重傷病、 性犯罪被害	上限300万円	加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等 から当該請求権を譲り受け、その金額と同額の立替支援金を支給。

2 日常生活の支援

内容	金額	回数等
家事援助	上限4,000円/時	ホームヘルパー・介護支援者派遣の時間は
介護者の派遣支援	or市が選定した業者を派遣	78時間以内
配食サービス補助	上限1,000円/日	補助期間:30日以内
一時保育費用補助	3,000円/回	補助回数:10回
教育関係に要する費用の補助	上限6万円/こども1人	補助金額:実費の1/2
住居の復旧・防犯対策補助	上限30万円	補助金額:実費
家賃補助	上限 4万円	補助金額:家賃月額の1/2補助期間:1年以内
転居費用補助	上限20万円	補助金額:実費、補助回数:2回まで
宿泊費用補助	上限7,000円/日	補助金額:実費、補助期間:最大7泊まで
就労準備費用補助	上限12万円/人	補助金額:実費の1/2

先進自治体の支援施策 [明石市]

3 経済的な支援

内容	金額	支援策
支援金	死亡60万円 重傷病20万円	
特例給付金	60万円	加害者が刑事責任を問われない等で立替支援金の支給を受けられ ない遺族に対する支援
貸付金	上限50万円	無利子貸付、償還期間42ヶ月以内
真相究明支援	上限30万円/年	情報提供を公衆に求める活動の資料作成費用補助
刑事裁判手続参加旅費補助	上限10万円	裁判出席(傍聴を含む)に要する交通費補助
民事裁判手続出席旅費		付添者の交通費も補助可能
再提訴等で裁判所に支払う費用補助	実費	損害賠償請求権消滅時効中断のための再提訴等
財産開示・情報取得手続費用補助	上限5万円	裁判所における財産開示手続等の費用補助

4 相談・情報提供の支援

内容	金額	回数等
精通弁護士等による法律相談	相談料	合計10回分まで補助
公認心理師等による心理相談	5,000円/回	

先進自治体の支援施策 [愛媛県]

○犯罪被害者等の生活再建に向け支援金の早期拠出を第一の目的として県及び市が出資し設立した 事業運営委員会(任意団体、事務局:県)が、支援金業務を実施

内容	金額	回数等
遺族見舞金	60万円	
重傷病見舞金	30万円	犯罪行為により重傷病を負った方に支給 (療養期間が1か月以上かつ通算3日以上の入院を要する者)
精神療養支援金	5万円	犯罪行為により精神疾患を負った方に支給 (療養期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない者)
転居費用助成金	20万円	従前の住居に居住すること困難となった者
再提訴費用助成金	33万円	損害賠償請求権消滅時効中断のための再提訴等
遺児支援金	3万円	

法テラス [犯罪被害者法律援助]

〇概要

・生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪等による被害を受けた者等が、刑事裁判、 少年審判等手続等に関する活動を希望する際に、弁護士費用等を援助する制度

○対象者の要件

- ・生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害 を受けた者又はその遺族
- ・刑事及び少年審判等手続・行政手続に関する援助を希望する場合に限り対象 (窃盗・詐欺などの財産犯の被害者は対象外)

○資力の要件

・被害者参加人の資力(現金、預金などの流動資産の合計額)から、犯罪行為を原因として 1年以内に支出することが認められる費用の額(治療費など)を差し引いた額が300万円 以下である場合

援助対象となる活動

- ・被害届提出、少年審判状況説明聴取、報道機関への積極的な対応
- ・折衝、告訴・告発、修復的司法の一環としての加害者との対話、その他DV事件でのシェルターへの保護など犯罪被害者支援のために必要な活動
- ・事情聴取同行、刑事手続における和解の交渉、検察審査会申立て、法廷傍聴付添又は 少年審判傍聴付添、犯罪被害者等給付金申請 など

支援対象の範囲に係る検討

経済的支援の対象

(現状) 殺人、強盗等の身体的な犯罪により、死亡、障がい、1か月以上の療養が必要となる者 を対象に見舞金を給付

犯罪被害の	種別と支援対象の整理				0	:対象 ×:対象外
区分			直接的支援			
		死亡・障がい	重症病	<u>左記</u> 軽傷、無傷	<u>以外</u> 経済的損失	(カウンセリング、 弁護士相談、付添い)
	殺 人	0	_	_		0
凶悪犯	強盗	0	0	×		0
・ 粗暴犯	放火	0	0	×		0
	暴行、傷害	0	0	×		0
性犯罪	不同意性交等	0	\circ			0
その他	業務上過失致死傷 住居侵入 横領等	×	×	×	×	0
特殊詐欺	還付金架空料金請求オレオレ預貯金、キャッシャカード盗	_		_		0
	融資補償金 交際あっせん、ギャンブル他	_	_	_		0
交通事故	自動車 自転車 等	×	×	×	×	0

②罪種別認知件数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
凶悪犯	18	18	16	23	8	16	15	8	17	17
殺人	1	5	3	6	3	4	3	4	4	4
強盗	9	4	2	5	1	6	4	1	5	2
放火	5	4	8	6	2	2	3	0	3	5
強制性交等	3	5	3	6	2	4	5	3	5	6
粗暴犯	178	160	121	122	115	153	204	171	202	214
暴行	67	50	47	56	53	62	96	70	100	115
傷害	82	93	54	53	50	73	91	74	80	72
脅迫	15	11	10	8	5	12	13	19	17	21
恐喝	14	6	10	5	7	6	4	8	5	6
窃盗犯	3, 292	3, 215	3, 141	2,631	2,275	1,901	1,487	1,522	1,244	1,323
知能犯 (詐欺・横領等)	176	167	138	110	122	182	114	115	109	115
風俗犯(わいせつ)	39	42	32	34	32	18	21	23	23	31
その他刑法犯	610	677	629	468	355	334	269	190	219	223

21

③特殊詐欺認知件数・被害金額

○本県では、高齢者が狙われる特殊詐欺の被害が急拡大(令和5年7月末の被害額が対前年の3倍) しており、本県の犯罪被害においては深刻な問題となっている。

	H30		R 1		R 2		R3		R 4	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
発生件数	23	1,503万円	23	2,231万円	26	8,784万円	42	8,471万円	51	12,608万円
オレオレ詐欺	4	300万円	8	-	1	200万円	0	-	0	_
預貯金詐欺	0	_	0	_	1	-	3	-	3	_
架空料金請求詐欺	14	681万円	9	1,510万円	18	7,689万円	17	5,458万円	26	9,823万円
融資保証金詐欺	3	304万円	6	721万円	2	531万円	1	253万円	4	241万円
還付金詐欺	1	99万円	0	-	1	49万円	20	2,760万円	16	2,544万円
交際あっせん他	1	117万円	0	_	1	315万円	0	_	0	_
キャッシュカート゛盗	0	_	0	_	2	-	1	_	2	_
(参考)全国	17,844	382.9億円	16, 851	315.8億円	13,550	285.2億円	14, 498	282億円	17,520	361億円